

議案第26号

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に
改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項
第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号
中「第19条第1項第2号及び第3号」を「第19条第2号及び第3号」に改
める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同
条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3
号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又
は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第9条第2項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1
号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改
め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号
イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、
「並びに」の次に「特定教育・保育の」を加える。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第46条第4号中「並びに」の次に「特定地域型保育の」を加える。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。